

農地法第5条の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

さいたま市農業委員会会長

譲受人氏名 浦和 太郎

譲渡人氏名 大宮 二郎

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します。

1 当事者の氏名、住所、連絡先	当事者の別	氏名	住所				連絡先 (平日、日中に連絡が 取れる電話番号)						
	譲受人	浦和 太郎	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号				〇〇〇—〇〇〇〇						
	譲渡人	大宮 二郎	さいたま市大宮区大門町3丁目1番地				〇〇〇—〇〇〇〇						
2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積及び耕作者の氏名	土地の所在	地番	地目		面積	耕作者(所有者)の氏名	市街化区域、市街化調整区域の別						
	中央区下落合5丁目 以下余白	7番10号	登記簿	現況				295㎡	大宮 二郎	市街化調整区域			
	計	295㎡ (田	㎡	畑	295㎡	採草放牧地	㎡)						
3 転用計画	転用の目的	資材置場											
	権利設定又は移転しようとする事由の詳細	現在、〇〇区〇〇町〇〇番地にある資材置場を、契約満了により返却しなければならないため											
	事業の操業期間又は施設の利用期間	許可後 年 月 日から 20 年間											
	転用時期及び転用目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期施工年月日()から年月日()まで				第2期施工年月日()から年月日()まで				合計		
			名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
			土地造成	/	/	295㎡	/	/	/	/	/	/	295㎡
			建築物	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
小計			/	/	295㎡	/	/	/	/	/	/	295㎡	
小計			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
計	/	/	295㎡	/	/	/	/	/	/	295㎡			
4 権利を設定、移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他					
	賃借権	設定・移転		許可後		20年間							
5 資金調達についての計画	自己資金												
6 転用によって生ずる近隣の土地・作物・家畜等の被害の防止等の概要	コンクリートブロック3段積みとネットフェンスを設け付近の農作物に被害を及ぼさないようにします。なお、被害が発生しないように注意を払って施工致しますが、万一被害が発生した場合は、申請者が誠意をもって対応致します。												
7 その他参考となるべき事項	開発許可同時申請												

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 申請者（譲渡（受）人）が2人以上である場合には、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、参考様式のとおりとします。
- 3 「市街化区域・市街化調整区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域又は市街化調整区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 4 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 5 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(本人確認に係る留意事項)

- 1 申請者（代理人）が窓口で申請書類を持参する場合、申請者（代理人）の本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
 - 【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
 - 【2点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
- 2 必要に応じて農業委員会が申請者に電話で申請書類の内容について確認する場合があります。